大規模な土地取引 には届出が必要です！

国土利用計画法に基づき、法定面積以上の土地取引は土地 取引等の契約締結の日から２週間以内に届出が必要です。

※届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがあります。

届出の必要な土地取引

取引の規模（面積要件）

❶市街化区域	2,000 ㎡以上
❷❶を除く都市計画区域	5,000 ㎡以上
❸都市計画区域以外の区域	10,000 ㎡以上

一団の土地取引（事後届出制の場合）

個々の取引面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上になる場合（「買いの一団」といいます。）には届出が必要です。

取引の形態

- ●売買
- ●交換
- ●共有物の持分権の譲渡
- ●営業譲渡（譲渡する財産に土地が含まれる場合）
- ●譲渡担保
- ●一時金を伴う地上権・貸借権の譲渡又は設定
- ●予約完結権・買戻権等の形成権の譲渡
- ●所有権の移転を受ける権利を含む信託受益権の譲渡
- ●代物弁済
- ●農地の取引（農地法第５条第１項の許可を要する場合）
- ●保留地処分（土地区画整理法） 等

※これらの取引の予約である場合も含みます。

※停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含みます。

【買いの一団】

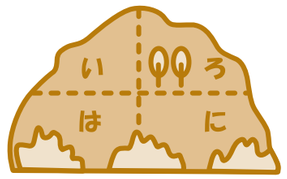

売る人	（土地）	買う人
甲さん	（い）	Aさん
乙さん	（ろ）	Aさん
丙さん	（は）	Aさん
丁さん	（に）	Aさん

（い＋ろ＋は＋に）の面積が一定の規模
（面積要件を超える場合は届出が必要）

届出の手続

- ●届 出 者 土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）
- ●届出期限 契約締結日を含めて２週間以内
- ●届出窓口 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
- ●主な届出事項（詳しくは記載例を参照してください。）
  （１）契約当事者の氏名・住所等 （２）契約締結年月日 （３）土地の所在及び面積
  （４）土地に関する権利の種別及び内容 （５）取得した土地の利用目的 （６）土地に関する対価の額
- ●届出書類
  （１）土地売買等届出書 （２）土地売買等の契約書の写し （３）位置図（土地の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図）（４）住宅地図（土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の図面）（５）公図（土地の形状を明らかにした図面）
  （６）その他（代理人へ委任した場合の委任状等）
- ●届出部数 １部（石岡市、つくば市、大洗町、城里町、河内町、八千代町は２部）

【問合せ先】まちづくり推進課 ☎240－7126（直通）

（土地売買等届出書の記載例）

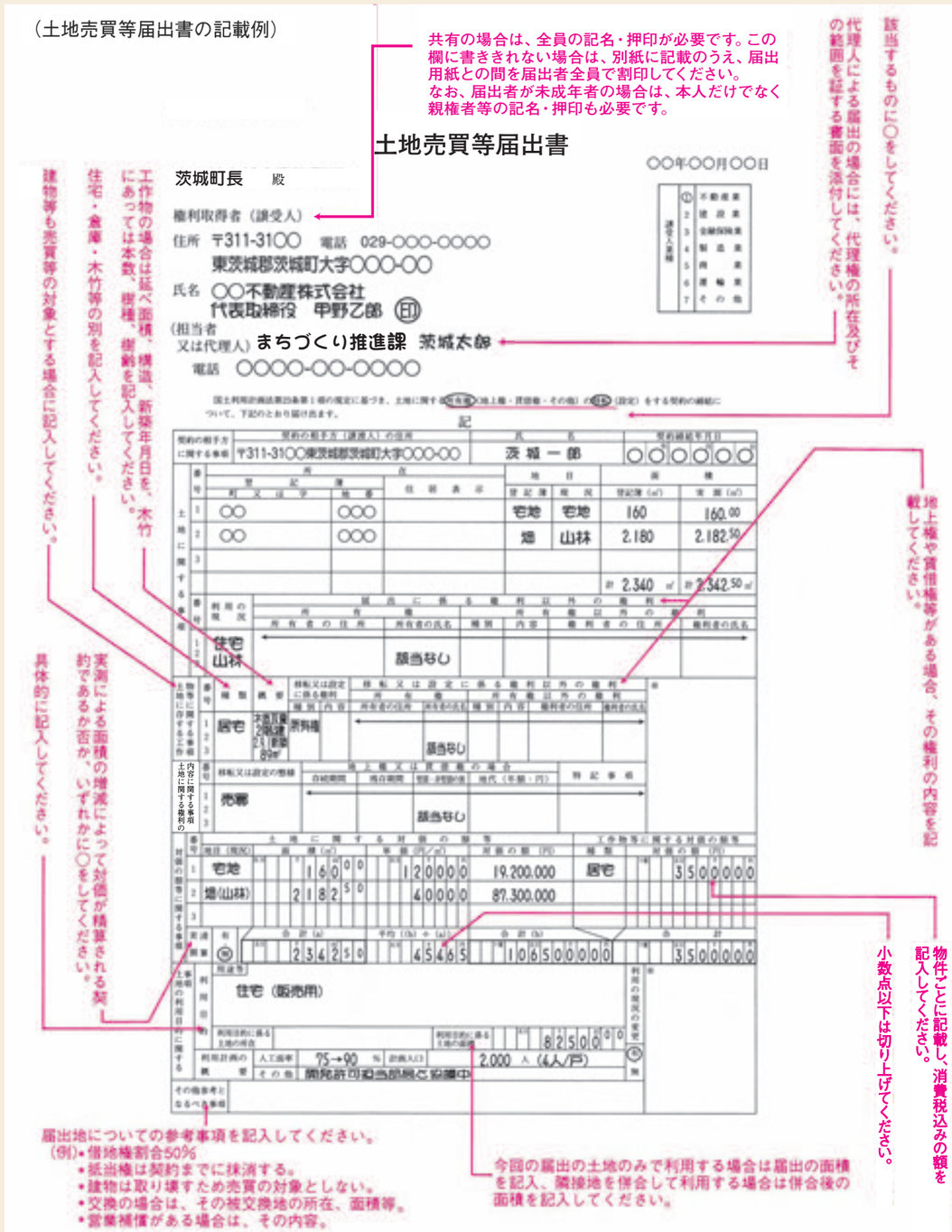

※届出書は、茨城町のホームページからダウンロードできます。
（http://mina.center.town.ibaraki.ibaraki.jp/viewer/info.html?id=1506）